

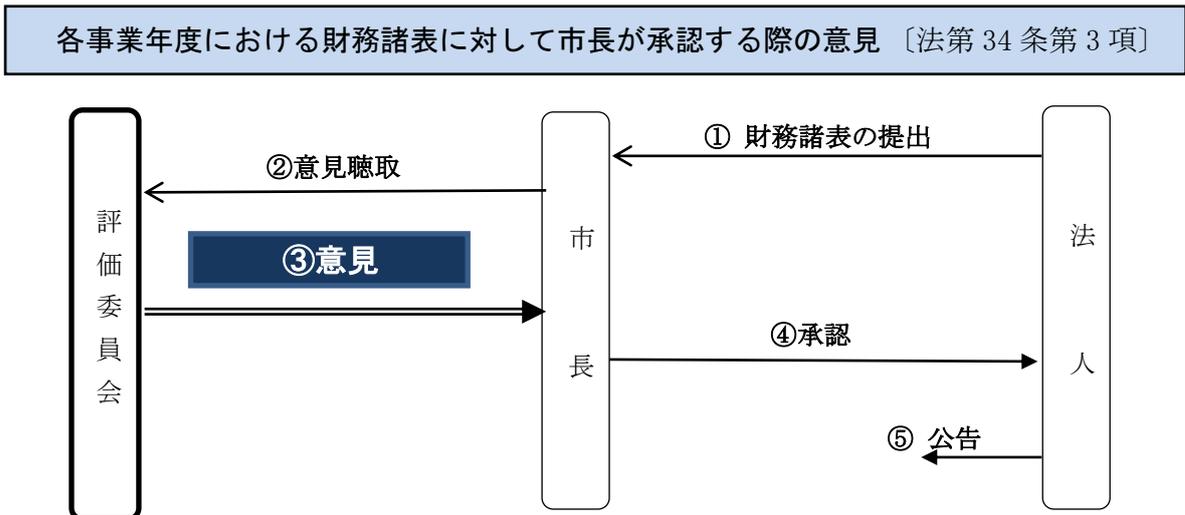
## 平成27年度 第1回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 審議事項についての説明資料

### 審議事項1

#### 平成26年度地方独立行政法人広島市立病院機構の財務諸表について

- 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第34条の規定に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他広島市の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に広島市長に提出し、その承認を受ける必要があります。また、同条の規定に基づき、市長が財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされています。
- 評価委員会は、平成27年6月30日付けで財務諸表を受理した市長から、7月1日付けでその承認に当たっての意見聴取の依頼を受けました。
- 本日の審議は、法人の財務諸表に係る市長への意見提出を審議するため、法人から財務諸表に係る説明を受け、意見提出について協議を行います。

〔参考〕 フロー図



## 審議事項 2

### 平成 26 年度地方独立行政法人広島市立病院機構の業務の実績に関する評価について

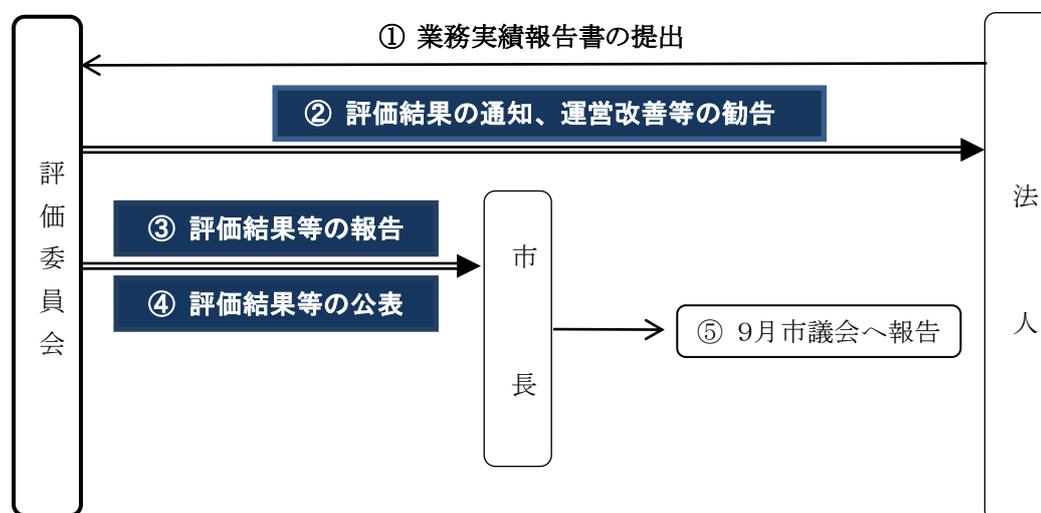
- 法人の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績については、法第 28 条及び第 30 条の規定に基づき、評価委員会が評価を行うこととされています。
- 評価委員会は、評価に当たって必要となる基本的な方針等を定めるため、昨年度、「各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領」（以下「年度評価実施要領」という。）を制定しました。
- 本日の会議は、平成 26 年度地方独立行政法人広島市立病院機構の業務の実績に関する評価を行うため、評価基本方針及び年度評価実施要領に基づき、法人が作成した報告書に記載された業務の実施状況を調査するため、法人から事実確認及び意見を聴取します。
- その後、次回委員会で、評価のとりまとめ及び業務改善の勧告の有無を審議いただく予定です。

参考資料 1 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針

参考資料 2 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領

〔参考〕 フロー図

・各事業年度における業務の実績についての評価〔法第 28 条〕



## 【地方独立行政法人法】

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

## 【地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則】

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。